

藤沢市市税条例の一部改正について
藤沢市市税条例の一部を次のように改正する。

2020年（令和2年）6月8日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市市税条例の一部を改正する条例

藤沢市市税条例（平成10年藤沢市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第23条の2第1項中「第349条の3第28項」を「第349条の3第27項」に改め、同条第2項中「第349条の3第29項」を「第349条の3第28項」に改め、同条第3項中「第349条の3第30項」を「第349条の3第29項」に改める。

第23条の3見出し中「及び第15条の8」を「、第15条の8及び第62条」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第15条第2項第6号」を「第15条第2項第5号」に改め、同項を同条第2項とし、同条中第4項を第3項とし、第5項を第4項とし、同条第6項中「第15条第29項」を「第15条第26項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「第15条第30項第1号」を「第15条第27項第1号」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項中「第15条第30項第2号」を「第15条第27項第2号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項中「第15条第30項第3号」を「第15条第27項第3号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項中「第15条第31項第1号」を「第15条第28項第1号」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項中「第15条第31項第2号」を「第15条第28項第2号」に改め、同項を同条第10項とし、同条第12項中「第15条第33項第1号」を「第15条第30項第1号」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「第15条第33項第2号」を「第15条第30項第2号」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項中「第15条

第33項第3号」を「第15条第30項第3号」に改め、同項を同条第13項とし、同条第15項中「第15条第38項」を「第15条第34項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項を削り、同条第17項中「第15条第44項」を「第15条第38項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第18項中「第15条第45項」を「第15条第39項」に改め、同項を同条第16項とし、同条第19項中「第15条第47項」を「第15条第41項」に改め、同項を同条第17項とし、同条中第20項を第18項とし、同項の次に次の1項を加える。

19 法附則第62条の条例で定める割合は、0とする。

附則第24項の次に次の1項を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)

25 第7条の2第7項の規定は、法附則第59条第3項において準用する第15条の2第8項の条例で定める期間について準用する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の藤沢市市税条例第23条の2及び第23条の3の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、令和2年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

提案理由

この条例を提出したのは、地方税法の一部が改正されたことを受けて、固定資産税の課税標準の特例割合を定め、及び新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例が設けられたことに伴う所要の改正等をする必要による。